

深谷市利用者負担額基準額表(保育認定(2・3号認定))

(認定こども園・保育園・家庭的保育事業等(小規模保育室等)共通)

◎利用者負担額は、基本的に子どもの父母の市町村民税額の合計額によって決定します。ただし、以下①～②に該当する場合は同住所地番に居住する祖父または祖母の市町村民税額も算定に加えます。

①ひとり親家庭の場合で母(父)の合計所得金額が38万円未満の場合。 ②父と母がふたりとも合計所得金額が38万円未満の場合。

※4月～8月の利用者負担額は、前年度の市町村民税額に基づいて決定します。9月～3月の利用者負担額は、当年度の市町村民税額に基づいて決定します。

※税の未申告などにより算定対象者の市町村民税額が不明である場合、利用者負担額はそれぞれの年齢区分の最高額となります。

※この表にある年齢区分は、入所する年度の初日の前日時点での満年齢のものとなります。年度の途中で誕生日を迎えても、その年度内においては年齢区分は変わらないものとします。

※保育標準時間認定とは、フルタイム就労等を想定した保育利用時間(最長11時間)であり、保育短時間とはパートタイム就労等を想定した保育利用時間(最長8時間)です。

これらはその時間の範囲内で利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。実際には、保育利用時間内であっても保護者の就労している時間帯等、保育の必要性のある時間帯等での利用に限られます。

※この表における市町村民税の所得割の額は、調整控除以外の税額控除(寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等)の適用はないものとします。

※この表における世帯の状況において、「母(父)子世帯等」には「在宅障害児(者)世帯」も含まれます。また、「一般世帯」は「母(父)子世帯等」以外の世帯とし、「全ての世帯」とは「一般世帯」と「母(父)子世帯等」のどちらも含まれます。

階層区分		利用者負担額(月額)				副食費	
		世帯の状況	3歳未満児		3歳以上児		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	全ての世帯	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層を除く。)	一般世帯	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層を除く。)	第2子	0円	0円	0円	0円	
B-1	市町村民税が非課税の世帯(A階層を除く。)	母(父)子世帯等	0円	0円	0円	0円	
C	市町村民税が均等割の額のみ課税の世帯(A階層を除く。)	一般世帯	8,600円	8,500円	0円	0円	
C-1	市町村民税が均等割の額のみ課税の世帯(A階層を除く。)	母(父)子世帯等	4,300円	4,200円	0円	0円	
D1	市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯(A階層を除く。)	5,000円未満	一般世帯	11,000円	10,800円	0円	0円
D1-1		5,000円未満	母(父)子世帯等	5,500円	5,400円	0円	0円
D2		5,000円以上 20,000円未満	一般世帯	12,600円	12,400円	0円	0円
D2-1		5,000円以上 20,000円未満	母(父)子世帯等	6,300円	6,200円	0円	0円
D3		20,000円以上 33,000円未満	一般世帯	13,600円	13,400円	0円	0円
D3-1		20,000円以上 33,000円未満	母(父)子世帯等	6,800円	6,700円	0円	0円
D4		33,000円以上 48,600円未満	一般世帯	14,700円	14,500円	0円	0円
D4-1		33,000円以上 48,600円未満	母(父)子世帯等	7,300円	7,200円	0円	0円

深谷市利用者負担額基準額表(保育認定(2・3号認定))

(認定こども園・保育園・家庭的保育事業等(小規模保育室等)共通)

◎利用者負担額は、基本的に子どもの父母の市町村民税額の合計額によって決定します。ただし、以下①～②に該当する場合は同住所地番に居住する祖父または祖母の市町村民税額も算定に加えます。

①ひとり親家庭の場合で母(父)の合計所得金額が38万円未満の場合。 ②父と母がふたりとも合計所得金額が38万円未満の場合。

※4月～8月の利用者負担額は、前年度の市町村民税額に基づいて決定します。9月～3月の利用者負担額は、当年度の市町村民税額に基づいて決定します。

※税の未申告などにより算定対象者の市町村民税額が不明である場合、利用者負担額はそれぞれの年齢区分の最高額となります。

※この表にある年齢区分は、入所する年度の初日の前日時点での満年齢のものとなります。年度の途中で誕生日を迎えても、その年度内においては年齢区分は変わらないものとします。

※保育標準時間認定とは、フルタイム就労等を想定した保育利用時間(最長11時間)であり、保育短時間とはパートタイム就労等を想定した保育利用時間(最長8時間)です。

これらはその時間の範囲内で利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。実際には、保育利用時間内であっても保護者の就労している時間帯等、保育の必要性のある時間帯等での利用に限られます。

※この表における市町村民税の所得割の額は、調整控除以外の税額控除(寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等)の適用はないものとします。

※この表における世帯の状況において、「母(父)子世帯等」には「在宅障害児(者)世帯」も含まれます。また、「一般世帯」は「母(父)子世帯等」以外の世帯とし、「全ての世帯」とは「一般世帯」と「母(父)子世帯等」のどちらも含まれます。

階層区分		世帯の状況				利用者負担額(月額)		副食費		
						3歳未満児		3歳以上児		
						標準時間	短時間	標準時間	短時間	
D5	市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯(A階層を除く。)	48,600	円以上	57,700	円未満	一般世帯	16,200円	15,900円	0円	0円
D5-1		48,600	円以上	60,000	円未満	母(父)子世帯等	8,100円	7,900円	0円	0円
D5-2		57,700	円以上	60,000	円未満	一般世帯	16,200円	15,900円	施設が定める額	施設が定める額
D6		60,000	円以上	77,101	円未満	一般世帯	22,500円	22,200円	施設が定める額	施設が定める額
D6-1		60,000	円以上	77,101	円未満	母(父)子世帯等	9,000円	9,000円	0円	0円
D6-2		77,101	円以上	82,000	円未満	全ての世帯	22,500円	22,200円	施設が定める額	施設が定める額
D7		82,000	円以上	97,000	円未満	全ての世帯	26,700円	26,300円	施設が定める額	施設が定める額
D8		97,000	円以上	120,000	円未満	全ての世帯	32,500円	32,000円	施設が定める額	施設が定める額
D9		120,000	円以上	133,000	円未満	全ての世帯	37,800円	37,200円	施設が定める額	施設が定める額
D10		133,000	円以上	150,000	円未満	全ての世帯	40,900円	40,300円	施設が定める額	施設が定める額
D11		150,000	円以上	169,000	円未満	全ての世帯	44,100円	43,500円	施設が定める額	施設が定める額
D12		169,000	円以上	200,000	円未満	全ての世帯	48,300円	47,500円	施設が定める額	施設が定める額
D13		200,000	円以上	301,000	円未満	全ての世帯	52,500円	51,700円	施設が定める額	施設が定める額
D14		301,000	円以上	397,000	円未満	全ての世帯	54,600円	53,700円	施設が定める額	施設が定める額
D15		397,000	円以上			全ての世帯	57,700円	56,800円	施設が定める額	施設が定める額